

生殖補助医療治療費補助金申請について

すべての書類がそろいましたら、原則治療が終了した日から半年以内に保健所・保健センターこども保健課へ申請してください。

提出書類等	注意事項	ご本人様 チェック
交付申請書 (様式第1号)	ご夫婦の住所が異なる場合には、配偶者住所欄にもご記入ください。	
受診等証明書 (様式第2号)	病院で記入してもらってください。 別途文書料が発生する場合があります。	
請求書 (様式第6号)	申請書の口座名義人の氏名を記入してください。	
領収書 明細書	医療機関発行の領収書と明細書の両方が必要です。受診等証明書(様式第2号)の領収金額と合致するか確認し、日付順にしてご持参ください。	
夫婦であることを証明できる書類 法律婚:戸籍謄本 事実婚:戸籍謄本、住民票 申立書(様式第3号)	申請日より3か月以内に発行したもの。 <u>※外国籍で事実婚の場合は、戸籍謄本に代わる書類(婚姻要件具備証明書等)が必要となります。</u>	
高額療養費 限度額適用認定証	<u>治療前に加入している公的保険に申請し、交付された認定証を医療機関へ提示し受診してください。</u> <u>申請時に高額療養費限度額適用認定証をご持参ください。</u> ※マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合は、 <u>治療前にマイナポータルより健康保険証情報を確認し、CSVをダウンロードしたものを印刷してご持参ください。</u> (限度額適用区分が確認できるもの)	
振込先の提示	申請者の振込先金融機関名および支店名、預金種別、口座名義人、口座番号が記載された通帳またはキャッシュカードをご持参ください。	

なお、審査の結果により交付が受けられない場合や、病院の領収金額と市が決定する補助金額が異なる場合※1があります。

※1 補助金額は限度額適用認定証を参考に豊橋市で算出したものになります。

[問合わせ先]

豊橋市保健所こども保健課

電話 39-9160 FAX 38-0770